

(別紙)

令和3年4月1日

認定支援機関の先生へ

宮崎県信用保証協会からの補助制度改訂について

宮崎県経営改善支援センター

0985-33-9115

令和3年4月1日改訂内容

- ・宮崎県信用保証協会からの補助制度をご利用される場合は、経営改善計画策定着手前に、宮崎県信用保証協会とメイン金融機関、事業者(利用申請者)等による会議の開催が必要になります。

本件、「経営改善計画策定支援に係る利用申請受理の通知」をお受け取りいただきましたら、宮崎県信用保証協会経営支援部(0985-89-0022)宛ご連絡をお願いいたします。

- ・経営改善計画策定支援事業(通称 405 事業)利用事業者に対する宮崎県信用保証協会からの補助額(事業者負担額の1/2)に上限が設定されます。

宮崎県信用保証協会の保証をご利用の事業者が、経営改善計画策定支援事業(通称 405 事業)を利用される場合は、「みやざき経営アシスト取扱依頼書」(事業者、メイン金融機関、経営改善計画策定支援事業を支援する認定支援機関が署名・捺印)などを宮崎県信用保証協会に提出していただき、経営改善計画策定支援事業の計画策定(モニタリングを含まない)に係る事業者負担金(経営改善計画策定支援事業における認定支援機関に対する謝金の1/3)の半額を宮崎県信用保証協会から補助していただいておりますが、令和3年4月1日以降宮崎県信用保証協会が「みやざき経営アシスト取扱依頼書」受付分から、宮崎県信用保証協会からの補助額が上限20万円までとなります。

尚、宮崎県信用保証協会からの補助制度をご利用いただけない場合もありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

宮崎県信用保証協会 経営支援部

0985-89-0022

以 上